

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2024 年 10 月 9 日

株式会社 CDG

2024年10月9日

大阪市北区梅田二丁目5番25号
株式会社CDG
代表取締役社長 小西秀央

株式交換に係る事前開示事項

当社（以下「CDG」といいます。）と株式会社CLホールディングス（以下「CLホールディングス」といいます。）は、2024年10月9日、両社の取締役会において、CLホールディングスを株式交換完全親会社とし、CDGを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し（CLホールディングスにおいては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及びCLホールディングス定款第24条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面（電磁的記録を含みます。）決議により、CDGにおいては、2024年10月9日開催の取締役会の決議によります。）、両社の間で本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定めるCDGの事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）
別紙1「株式交換契約書」のとおりです。
2. 会社法第782条第1項で掲げる交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）
別紙2「会社法第782条第1項に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」のとおりです。
3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）
 - （1）CLホールディングスの定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）
CLホールディングスの定款は、別紙3「CLホールディングスの定款」のとおりです。

(2) 交換対価の換価方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

① 交換対価を取引する市場

CLホールディングスの普通株式は東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

CLホールディングスの普通株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2024 年 10 月 9 日）の前営業日を基準として、1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における CLホールディングスの普通株式の終値の平均は 965 円、1,133 円及び 1,251 円となります。なお、東京証券取引所スタンダード市場における CLホールディングスの普通株式の最新の市場価格等については、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) CLホールディングスの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

CLホールディングスは、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

CDG は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) CLホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

CLホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 4 「CLホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等」のとおりです。

(2) CLホールディングス及びCDGの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第184条第6項第1号ハ、第2号イ)

① CDG

(i) 本株式交換契約の締結

CDGは、2024年10月9日開催の取締役会において、CLホールディングスとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(ii) 公開買付けに対する意見表明

CDGは、2024年8月8日開催の取締役会において、CDGのその他の関係会社であるCLホールディングスによる本公開買付け(以下に定義します。)に賛同の意見を表明するとともに、CDGの株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

(iii) 自己株式の消却

CDGは、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)の全てを、基準時の直前の時点において消却する予定です。

(iv) 剰余金の配当

CDGは、2024年2月8日開催の取締役会において、総額119,256千円(1株当たり配当額21.0円)の剰余金の配当を行うことを決議し、当該配当を実施いたしました。

(v) 配当の不実施

CDGは、2024年8月8日開催の取締役会において、2024年12月期の配当予想を修正し、同期の期末配当を行わないことを決議いたしました。

② CLホールディングス

(i) 借入れの実行

CLホールディングスは、2024年9月13日付で株式会社三井住友銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、同年9月30日に金4,584,725,000円の借入れを実行しました。

(ii) 本株式交換契約の締結

CLホールディングスは、2024年10月9日付にて、会社法第370条及びCLホールディングス定款第24条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面（電磁的記録を含みます。）決議により、CDGとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(iii) 公開買付け

CLホールディングスは、2024年8月8日付「株式会社CDG株式（証券コード2487）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、CDGの完全子会社化を目的として、2024年8月9日から同年9月24日まで、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場しているCDGの普通株式（ただし、CLホールディングスが所有するCDG普通株式及びCDGが所有する自己株式を除きます。以下同じ。）の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、CLホールディングスは、CDGの普通株式5,239,408株（所有割合（注）：92.26%）を保有しております。

（注） 所有割合とは、CDGが2024年8月9日に提出した第51期半期報告書（以下「CDG半期報告書」といいます。）に記載された2024年6月30日現在のCDGの普通株式の発行済株式総数（6,240,000株）から、CDG半期報告書に記載された同日現在CDGの所有する自己株式数（561,111株）を控除した株式数（5,678,889株）に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後におけるCLホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約書

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社CLホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社CDG（以下「乙」という。）は、2024年10月9日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：株式会社CLホールディングス

住所：東京都港区南青山二丁目26番1号

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社CDG

住所：大阪市北区梅田二丁目5番25号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本効力発生日（第4条にて定義する。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。以下本条における「乙の株主」について同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に1.72を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、甲の普通株式を、本効力発生日（第4条にて定義する。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.72株の割合をもって割り当てる。
3. 乙の株主に対して割り当てる甲の普通株式の数の1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第234条の規定に従ってこれを処理する。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号。その後の改正を含む。）第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年12月16日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。

第6条（会社の財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、2024年10月9日付「株式会社CLホールディングスによる株式会社CDGの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」にて公表された取引において企図された行為以外で、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（自己株式の処理）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において乙が所有する自己株式（会社法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第8条（表明及び保証）

1. 甲は、乙に対し、本契約締結日及び本効力発生日の前日において（但し、異なる日又は時点が特定されているものについては、当該日又は当該時点において）、別紙1の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
2. 乙は、甲に対し、本契約締結日及び本効力発生日の前日において（但し、異なる日又は時点が特定されているものについては、当該日又は当該時点において）、別紙2の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

第9条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な

支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合、又は本効力発生日の前日までに甲若しくは乙のいずれかの臨時株主総会において本契約の承認が得られなかった場合（但し本契約につき甲若しくは乙の臨時株主総会の承認が必要となる場合に限る。）、その効力を失う。

第 11 条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第 13 条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2024年10月9日

甲：株式会社CLホールディングス
東京都港区南青山二丁目26番1号
代表取締役社長 内川淳一郎



本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2024年10月9日

乙： 大阪市北区梅田二丁目5番25号

株式会社CDG

代表取締役社長 小西秀央



甲に関する表明及び保証事項

(1) (設立及び存続)

甲は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であること。

(2) (本契約の締結及び履行)

甲は、本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行のために必要な権能及び権限を有しており、また、甲にとって必要な内部手続が全て履践されていること。

(3) (授権・強制執行可能性)

本契約は、本契約締結日において甲により適法かつ有効に締結されており、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること。また、本契約は、法令等又は信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、その各条項に従い甲に対して強制執行が可能であること。

(4) (法令等との抵触の不存在)

甲による本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行は、(i)甲に適用のある法令等に違反するものではなく、(ii)甲の定款その他の社内規則に違反するものではなく、(iii)甲が当事者となっている契約等について、デフォルト事由等を構成するものではなく、かつ、(iv)甲に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと。

(5) (財務諸表等の適正)

甲にかかる貸借対照表、損益計算書及び月次決算書（以下本別紙において「本財務諸表等」という。）は、法令等及び定款に適合し、かつ一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して作成され、甲の財務状況及び経営成績を適正に表示しており、本財務諸表等に記載されていない重要な簿外取引又は債務（保証債務、偶発債務を含み、支払期限が到来しているか否かを問わない。）は存在せず、また甲の運営、財務状況、経営成績、信用状況等に重要な悪影響を及ぼすべき後発事象は発生していないこと。

(6) (開示)

- (i) 本契約に企図されている取引に関連して甲が、乙又はその代理人若しくは弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に対して開示した情報（文書、図画、電磁的記録、口頭その他の方法による場合を含み、以下本別紙において「開示情報」という。）は、全て重要な点において真実かつ正確なものであり、乙の誤解を招くような不足又は省略は存在しないこと。
- (ii) 乙が甲に対して開示を請求した資料及び情報のうち、甲が保有又は認識し得た重

要なものはすべて開示済みであること。

- (iii) 甲の資産、負債、事業、経営成績、財務状態、キャッシュフロー、事業計画、収益計画又は甲の本契約に基づく義務の履行能力に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由又は事象は、開示情報の他には一切存在しないこと。

乙に関する表明及び保証事項

(1) (設立及び存続)

乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であること。

(2) (本契約の締結及び履行)

乙は、本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行のために必要な権能及び権限を有しており、また、乙にとって必要な内部手続が全て履践されていること。

(3) (授権・強制執行可能性)

本契約は、本契約締結日において乙により適法かつ有効に締結されており、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること。また、本契約は、法令等又は信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、その各条項に従い乙に対して強制執行が可能であること。

(4) (法令等との抵触の不存在)

乙による本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行は、(i) 乙に適用のある法令等に違反するものではなく、(ii) 乙の定款その他の社内規則に違反するものではなく、(iii) 乙が当事者となっている契約等について、デフォルト事由等を構成するものではなく、かつ、(iv) 乙に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと。

(5) (財務諸表等の適正)

乙にかかる貸借対照表、損益計算書及び月次決算書（以下本別紙において「本財務諸表等」という。）は、法令等及び定款に適合し、かつ一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して作成され、乙の財務状況及び経営成績を適正に表示しており、本財務諸表等に記載されていない重要な簿外取引又は債務（保証債務、偶発債務を含み、支払期限が到来しているか否かを問わない。）は存在せず、また乙の運営、財務状況、経営成績、信用状況等に重要な悪影響を及ぼすべき後発事象は発生していないこと。

(6) (開示)

- (i) 本契約に企図されている取引に関連して乙が、甲又はその代理人若しくは弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に対して開示した情報（文書、図画、電磁的記録、口頭その他の方法による場合を含み、以下本別紙において「開示情報」という。）は、全て重要な点において真実かつ正確なものであり、甲の誤解を招くような不足又は省略は存在しないこと。
- (ii) 甲が乙に対して開示を請求した資料及び情報のうち、乙が保有又は認識し得た重

要なものはすべて開示済みであること。

- (iii) 乙の資産、負債、事業、経営成績、財務状態、キャッシュフロー、事業計画、収益計画又は乙の本契約に基づく義務の履行能力に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由又は事象は、開示情報の他には一切存在しないこと。

以上

別紙2 会社法第782条第1項に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

	CLホールディングス (株式交換完全親会社)	CDG (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.72
本株式交換により 割当交付する株式数	CLホールディングスの普通株式：755,907株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

CDGの普通株式1株に対して、CLホールディングスの普通株式1.72株を割当交付いたします。ただし、CLホールディングスが、本株式交換によりCDGの普通株式の全部（ただし、CLホールディングスが保有するCDGの普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）に所有するCDGの普通株式（本日現在5,239,408株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、当該割当比率の適正性に影響を与える重大な事由が生じ若しくは明らかとなった場合等には、両社協議の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により割当交付する株式数

CLホールディングスは、本株式交換に際して、基準時におけるCDGの株主（ただし、CLホールディングスを除きます。）に対して、その保有するCDGの普通株式に代えて、上記の株式交換比率に基づいて算出した数のCLホールディングスの普通株式を割当交付する予定であり、交付するCLホールディングスの普通株式については、新たに発行する普通株式を使用する予定であります。

なお、CDGは、本株式交換の効力発生日の前日までになされるCDGの取締役会決議により、基準時においてCDGが保有する自己株式の全部（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってCDGが取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却する予定であるため、本株式交換により交付する上記株式数は、かかる消却が行われることを前提とした数です。また、本株式交換により交付する上記株式数は、CDGの自己株式の取得等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、CLホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるCDGの株主の皆様においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、CLホールディングスの普通株式の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができま

・ 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、CLホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができ

きる制度

・ 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及びCLホールディングスの定款の定めに基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、CLホールディングスに対し、その保有する単元未満株式と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、CDGの株主の皆様が割当交付されるCLホールディングスの普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のCLホールディングスの普通株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の割当交付を受けることとなるCDGの株主の皆様にお支払いします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

CLホールディングスは、2024年3月上旬にCLホールディングス及びCDGから独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）を、CLホールディングス及びCDGから独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人漆間総合法律事務所（以下「漆間総合法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任しました。CDGは、2024年6月上旬に、本取引に関して、CLホールディングス及びCDGから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社アイ・アール ジャパン（以下「アイ・アール ジャパン」といいます。）を、CLホールディングス及びCDGから独立した会計・税務アドバイザーとして有限責任あずさ監査法人及びKPMG税理士法人を、CLホールディングス及びCDGから独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。そして、CDGは、2024年6月6日開催の取締役会における決議により、大坪教光氏（CDG社外監査役（常勤））、剣持健氏（CDG社外取締役・公認会計士）、宗次涼子氏（CDG社外取締役）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます）を設置いたしました。その上で、CLホールディングス及びCDGは、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、CLホールディングス及びCDGは、2024年8月8日、それぞれの取締役会決議において、CLホールディングスがCDGを完全子会社化することにより、CLホールディングス及びCDGが一体となり迅速かつ柔軟な経営判断を可能とし、両社の連携をさらに強化することで、それらの持続的成長を実現し、両社の更なる企業価値の向上を追求できるものとの結論に至り、CLホールディングスが本公開買付けを実施し、CDGは本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、CDGの株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定いたしました。

また、2024年8月8日付「株式会社CDG株式（証券コード2487）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、CLホールディングスは、本公開買付けにより、CLホールディングスがCDGの普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に株式交換の方法によりCDGを完全子会社化すること、株式交換によりCDGの株主の皆様が受け取る対価（CLホールディングスの普通株式。た

だし、受け取るべき株式の数に1株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。)を決定するに際してのCDGの普通株式の評価は、本公開買付けのCDGの普通株式の買付価格(1株につき、金1,680円。以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格にすること及びCLホールディングスの普通株式の評価については、本株式交換に係る株式交換契約締結日の前営業日を基準とした市場株価法を採用することとし、本公開買付けに応募せず本株式交換によりCLホールディングスの普通株式の交付を受ける場合であっても、本公開買付けに応じる場合と比べて不利益とならない条件とすることを予定しておりました。

本公開買付けによりCLホールディングスはCDGの普通株式の全てを取得できなかったことから、本公開買付け成立後、CLホールディングス及びCDGは、本株式交換に係る検討・協議を開始し、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにCLホールディングスの普通株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。

具体的には、CLホールディングスは、下記(3)①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券から2024年10月8日付で受領した株式交換比率算定書(以下「本株式交換比率算定書(SBI証券)」)を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は妥当であり、CLホールディングス及びCDGの株主の皆様のご利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

一方、CDGは、下記(3)①「公正性を担保するための措置」及び下記(3)②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、大江橋法律事務所から受けた法的助言、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール・ジャパンから2024年10月8日付で受領した株式交換比率算定書(以下「本株式交換比率算定書(アイ・アール・ジャパン)」)を踏まえ、並びに本特別委員会から2024年10月8日付で受領した、本株式交換はCDGの少数株主の皆様にとって不利益なものではないと認められる旨を内容とする答申書(以下「本答申書」といいます。)その他の関連資料並びに本公開買付けに応募したCDGの株主の皆様と応募しなかった株主の皆様との間の公平性の要請等を踏まえ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討を行いました。本株式交換における株式交換比率については、CDGの普通株式の評価を本公開買付価格と同一の価格とし、CLホールディングスの普通株式の評価についてはSBI証券が本株式交換に係る株式交換契約締結日の前営業日を基準とした市場株価法を採用して行った算定に基づき検討しております。その結果、本株式交換比率は、本株式交換によりCLホールディングスの普通株式の交付を受けるCDGの少数株主の皆様にとって、本公開買付けに応じる場合と比べて不利益とならない条件であり、本株式交換比率算定書(SBI証券)に照らしても合理的な水準であることから、CDGの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

このように、CLホールディングス及びCDGは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であるとの結論にそれぞれ至ったため、本日付けの各社の取締役会決議により本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(ii) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

CLホールディングスのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券は、CLホールディングス及びCDGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

また、CDGのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンは、CLホールディングス及びCDGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

(イ) 算定の概要

SBI証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、CLホールディングスについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年10月8日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各期間の終値の単純平均株価を採用しております。

また、CDG普通株式1株当たりの価値の算定については、本公開買付価格が決定・公表された2024年8月8日以降に、CDGの財務状況及び事業予測等に重要な影響を与える可能性のある事象はない旨をCDGに確認を行った上で、CDG普通株式1株当たりの株式価値に重要な影響を与える可能性のある事象は発生していないことから、本公開買付価格（1株につき、金1,680円）と同一の1,680円を採用して算定を行いました。

上記の評価に基づく、CLホールディングス普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、1.34~1.74と算定されております。

SBI証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。また、両社及びその関係会社の資産及び負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

一方、アイ・アール ジャパンは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、CLホールディングスについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価平均法を算定手法として用いて、株式価値の算定を行いました。

CDGについては、本公開買付価格が決定・公表された2024年8月8日以降に、CLホールディングス普通株式1株当たりの株式価値に重要な影響を与える可能性のある事象は発生していないことから、本公開買付価格（1株につき、金1,680円）と同一の1,680円を採用して算定を行いました。上記の評価に基づく、CDG普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、1.34~1.74と算定されております。アイ・アール ジャパンは、株式交換比率の算定に際して、CLホールディングス及びCDGから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、

CLホールディングス及びCDG並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

(2) 本株式交換の対価としてCLホールディングス株式を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

CLホールディングス及びCDGは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるCLホールディングスの普通株式を選択しました。CLホールディングスの普通株式が対価とされることについては、①CDGの株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することでより早期の金銭対価を受領する機会を提供する一方で、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しても、本株式交換による公開買付者の普通株式の取得を通じて、引き続き公開買付者グループの成長及び本取引を通じたシナジーの実現による利益を享受する選択肢を確保することは、CDGの株主の皆様の利益に資するといえること、及び②公開買付者の普通株式は東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、本株式交換を希望されるCDGの株主の皆様に対しても随時現金化の機会を確保できることから、株式交換比率を適切に設定することによって、現金を対価とする場合と同等の利益を確保することが可能であり、現金を対価とする場合と比較してCDGの株主の皆様の利益に重大な差異が生じないことから、本株式交換において公開買付者の株式が対価とされることは、CDGの株主の皆様の利益の観点から問題はないとの認識に至ったことから、上記の選択は適切であると考えております。

本株式交換により、その効力発生日（2024年12月16日（予定））をもって、CDGはCLホールディングスの完全子会社となり、CDGの普通株式は2024年12月12日付で上場廃止（最終売買日は2024年12月11日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所スタンダード市場においてCDGの普通株式を取引することはできなくなりますが、CDGの株主の皆様（ただし、CLホールディングスを除きます。）には、本株式交換契約に従い、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、CLホールディングスの普通株式が割り当てられます。CDGの普通株式の上場廃止後も、本株式交換によりCDGの株主の皆様（ただし、CLホールディングスを除きます。）に割り当てられるCLホールディングスの普通株式は、東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であることから、本株式交換によりCLホールディングスの単元株式数である100株以上のCLホールディングスの普通株式の割当てを受けるCDGの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

一方、100株未満のCLホールディングスの普通株式の割当てを受けるCDGの株主の皆様においては、本株式交換によりCLホールディングスの単元未満株主となります。単元未満株式については、東京証券取引所スタンダード市場において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなるCDGの株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度及び単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、

上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、CDGの株主の皆様は、最終売買日である2024年12月11日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有するCDGの普通株式を従来通り取引することができるほか、会社法その他の関係法令に定める適切な権利を行使することができます。

(3) CDGの株主の利益を害さないように留意した事項(会社法施行規則第184条第3項第3号)

① 公正性を担保するための措置

本株式交換は、既にCDGの普通株式5,239,408株(所有割合92.26%)を保有しているCLホールディングスがCDGを完全子会社化するものであることから、公正性を担保する必要があると判断いたしました。CLホールディングス及びCDGは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

CLホールディングスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券より、2024年10月8日付で、本株式交換比率算定書(SBI証券)を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、CLホールディングスは、SBI証券より、本株式交換比率の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

一方、CDGは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アールジャパンより、2024年10月8日付で、本株式交換比率算定書(アイ・アールジャパン)を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、CDGは、アイ・アールジャパンより、本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

CLホールディングスは、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、漆間総合法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

一方、CDGは、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、大江橋法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、漆間総合法律事務所及び大江橋法律事務所は、いずれもCLホールディングス及びCDGから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

本株式交換は、既にCDGの普通株式5,239,408株(所有割合92.26%)を保有しているCLホールディングスがCDGを完全子会社化するものであることから、CDGは、本株式交換に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

(i) CDGにおける特別委員会の設置

CDGは、上記② (i) 「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、2024年6月6日開催の取締役会決議により、CLホールディングス及びCDGから独立した本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、1. 本取引の目的の合理性（本取引がCDGの企業価値の向上に資するかを含む。）、2. 本取引の取引条件（本取引における対価・交換比率を含む。）の妥当性、3. 本取引に至る交渉過程等の手続きの公正性、4. 上記1.～3.を踏まえ、CDG取締役会が本取引を行う旨（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すると共に、CDG株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本株式交換を取締役会として承認すること。）の意思決定をすることが適切かを勧告し、またCDGの一般株主にとって不利益ではないかについて意見を述べ、最終的に答申書にまとめ、CDG取締役会に提出すること（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、CDGの取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会をCDG取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には本取引を行う旨の意思決定を行わないこと、及びCDGがCLホールディングスと本取引の取引条件等について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けることを決議するとともに、本特別委員会が必要と認めるときは、CDGの費用負担の下、独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること、及び本特別委員会は、CDGの費用負担の下、その職務に関連する調査（本取引に係るCDGの役員若しくは従業員又は本取引に係るCDGのアドバイザーに対し、その職務に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めるとを含まず。）を行うことができること等を決議しております。

CDG公表の2024年8月8日付「当社のその他の関係会社である株式会社CLホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、大江橋法律事務所から受けた法的助言、アイ・アール ジャパンから受けた財務的見地からの助言、並びに2024年8月7日付で提出を受けたCDG株式の価値算定結果に関する株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同月8日付で、大要、1. 本取引はCDGの企業価値の向上に資すると認められ、本取引の目的は合理的である、2. 株式交換比率を含む本取引の取引条件は妥当である、3. 本取引に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引の手続きは公正である、4. CDG取締役会が本取引を行う旨（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すると共に、CDG株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本取引を取締役会として承認すること。）の意思決定をすることは適切であり、またCDGの一般株主にとって不利益でないとする旨を内容とする答申書（以下「8月答申書」といいます。）を受領しております。

また、CDGは、本株式交換を検討するにあっても、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問しました。本公開買付け成立後の本株式交換の検討に関する本特別委員会は、2024年9月18日から2024年10月8日までの間に、合計4回開催されました。本特別委員会は、大江橋法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、アイ・アール

ジャパンから、株式交換比率の算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。加えて、本株式交換を含む本取引の実行に重大な支障をきたす問題点が存在しないことを確認するために、2024年6月上旬から7月中旬にかけて、大江橋法律事務所、有限責任あずさ監査法人、及びKPMG税理士法人によるCLホールディングスに対するデュー・ディリジェンスが実施され、その結果がCDG及び本特別委員会へ報告されておりました。その上で、本特別委員会は、CDGの事務局や各アドバイザー等を通じて、CLホールディングスとの交渉状況の報告を受け、本株式交換に関する情報収集を行った上で、株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行うなどして、CLホールディングスとの間の株式交換比率の交渉に参画しております。

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討を行い、その結果、CDG取締役会に対し、委員全員の一致で、2024年10月9日付で、(a) 本株式交換はCDGの企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換の目的は合理的である、(b) 株式交換比率を含む本株式交換の取引条件は妥当である、(c) 本株式交換に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正である、(d) CDG取締役会が本株式交換を行う旨の意思決定をすることは適切であり、またCDGの一般株主にとって不利益でないと考える旨を内容とする本答申書を提出しております。

本特別委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

(ア) 答申内容

- i. 本株式交換はCDGの企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換の目的は合理的である。
- ii. 株式交換比率を含む本株式交換の取引条件は妥当である。
- iii. 本株式交換に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正である。
- iv. CDG取締役会が本株式交換を行う旨の意思決定をすることは適切であり、またCDGの一般株主にとって不利益でないと考える。

(イ) 答申理由

1. 上記 i に関しては、8月答申書提出時点において、本株式交換を含む本取引はCDGの企業価値の向上に資するものと認められたところ、その提出以降これに反する事情は特段生じていないため、本株式交換の目的は合理的であると判断した。
2. 上記 ii に関しては、以下の理由から、本株式交換の取引条件（本株式交換における対価・交換比率を含む。）妥当であると判断した。
 - ① 完全子会社化の方法として株式交換を行うことについては、公開買付けの後、公開買付けに続く手続として行われることが予定されている、いわゆる二段階買収の手続の方法としては一般的に採用されている方法であり、CDGの一般株主に対して本株式交換後におけるシナジー効果を楽しむ機会を提供し、後に現金化を望む株主は、流動性が高いCLホールディングス株式を売却することで現金化が可能であることを踏まえても、合理性があること。
 - ② 本株式交換比率は、CLホールディングスの普通株式の評価を本株式交換に係る株式交換契約締結予定日の前営業日の終値である975円として算定したものであると

ころ、かかる価格は、CLホールディングスの普通株式の直近1か月平均、3か月平均及び6か月平均の市場価格(965円、1,133円及び1,251円)と比しても、直近1か月平均の市場株価に近似するものであり、また、直近3か月平均及び6か月平均の市場株価を下回るものであって、妥当なものであると考えられること。

- ③ 本株式交換比率は、CDG株式を本公開買付価格と同一の1,680円とし、かつ、CLホールディングスの普通株式を本株式交換に係る株式交換契約締結日の前営業日の終値(すなわち、直近時点の市場株価)として算定されていること等から、本公開買付けに応募しなかったCDGの一般株主は、本公開買付けに応じた場合と比較して経済的な利益の面で不利益を被らないと考えられること。
 - ④ アイ・アールジャパンが作成した株式交換比率算定書の結論に至る計算過程について、算定方法及び重要な前提条件に関する説明も合理的であって、その算定内容は現在の実務に照らして妥当なものであると認められること。
 - ⑤ 本株式交換比率は、アイ・アールジャパンが作成した株式交換比率算定書による株式交換比率の評価レンジ(CDG株式1株につきCLホールディングスの普通株式1.34株~1.74株)の範囲内のものであること。
 - ⑥ 本特別委員会は、株式交換比率がCDGの一般株主に不利益を与えるものとなっていないかという点についての議論を複数回にわたって行い、当該議論の結果をCLホールディングスとの交渉方針に反映し、CLホールディングスとの交渉は本特別委員会において決定された当該交渉方針の下、その指示・要請に従って行われたことから、CLホールディングスとの交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたと評価できること。
 - ⑦ その他本株式交換比率の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は存在しないこと。
3. 上記iiiに関しては、以下の理由から、本株式交換に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正であると判断した。
- ① CDG取締役会は、CDG及びCLホールディングスから独立した本特別委員会を設置し、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式交換に関する意思決定を行うこととしていること。
 - ② 本特別委員会がCLホールディングスとの交渉に実質的に関与できる体制が確保され、CLホールディングスとの交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされており、これらの交渉経緯を踏まえると、CLホールディングスとの間では、独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたものと評価できること。
 - ③ CDGはCLホールディングス及びCDG並びに本株式交換の成否から独立したリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から法的助言を受けていること。
 - ④ CDGは両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるアイ・アールジャパンから株式交換比率算定書を取得していること。
 - ⑤ CDGは、CDGが本株式交換を含む本取引の本格的な検討を開始した後速やかに、現にCLホールディングスの役職員を兼務しているCDGの役職員のみならず、過去にCLホールディングスの役職員としての地位を有していたCDGの役職員が、原則として、CDGとCLホールディングスとの間の本取引に係る取引条件に関する協議・交渉過程に関与しない体制を構築していること。
 - ⑥ 今後開催される予定である本株式交換に関するCDG取締役会の審議及び決議について、本公開買付け時と同様の手段にて、利害関係を有する取締役を除外する予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めているといえること。

- ⑦ その他本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程において、CDGがCLホールディングスより不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないこと。
4. 上記ivに関しては、上記1のとおり、本株式交換はCDGの企業価値の向上に資するものと認められ、上記2及び3のとおり、取引条件の妥当性及び手続の公正性も認められることから、CDG取締役会が本株式交換を行う旨の意思決定をすることは適切であり、また、CDGの一般株主にとって不利益なものではないと考える。

(ii) CDGにおける独立した検討体制の構築

CDGは、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、CLホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制をCDGの社内に構築いたしました。具体的には、CDGは、2024年4月25日に、CLホールディングスからCDGの完全子会社化に関する検討を開始したい旨の意向表明書を受領した時点以降、CDGとCLホールディングスとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、CLホールディングスとの本公開買付価格その他の取引条件等の協議・交渉等、CLホールディングスの利益と一般株主の利益が相反するおそれが高い事項に関する業務については、CDG以外のCLホールディングスグループ各社の役職員を兼任又は兼務しているCDGの役職員（CDGの代表取締役会長である内川淳一郎氏、CDGの代表取締役社長である小西秀央氏、CDGの取締役である米山誠氏を含みます。）を関与させないこととしております。一方で、CLホールディングスグループ各社の執行役員その他の職員を兼任又は兼務していることから利益相反関係は認められるものの、CLホールディングスグループ各社の取締役を兼務しておらず、かつ、CLホールディングスグループ各社における業務執行や経営への関与がないため利益相反関係が低い役職員（CDGの取締役である山川拓人氏、CDGの執行役員である磯田雄人氏を含みます。）については、デュー・ディリジェンス対応等、CLホールディングスの利益と一般株主の利益が相反するおそれが小さい事項に関する業務について、必要に応じて、本取引に係る当該業務を行うことを認めることとし、本取引に係る事業計画の作成についても、その知見を得ることは妨げられないものとしております。以上の取扱いを含めて、CDGの社内に構築した本取引の検討体制（取締役1名（山川拓人氏）、執行役員1名（磯田雄人氏）、その他従業員5名）（本取引の検討、交渉及び判断に関与するCDGの役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、大江橋法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

(iii) CDGにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

CDG取締役会は、上記②(i)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本株式交換比率算定書（アイ・アール ジャパン）及び本答申書の内容を踏まえつつ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本日開催の取締役会において、審議及び決議に参加したCDGの取締役全員一致で、本株式交換を行うことを決議いたしました。また、上記の取締役会においては、楠田肇氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

上記のCDG取締役会においては、CDGの取締役9名が出席し、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、CLホールディングス及びその完全子会社

であるレッグスの取締役を兼任している内川淳一郎氏及び米山誠氏、CLホールディングスの取締役を兼任する小西秀央氏並びに、CLホールディングス及びその完全子会社であるレッグスの執行役員を兼務している山川拓人氏、安島秀幸氏及び市川清之氏を除く他の3名の取締役において審議の上、その全員一致で決議を行い、その後、取締役会の定足数を確保する観点から、CLホールディングス及びその完全子会社であるレッグスの執行役員を兼務するものの、これらの取締役を兼務しておらず、かつ、CLホールディングス及びその完全子会社であるレッグスの業務執行や経営への関与がないことから、利益相反関係が低いと考えられる山川拓人氏及び安島秀幸氏を加えた5名の取締役において改めて審議の上、全員一致により決議を行っております。

また、上記取締役会にはCDGの監査役4名が出席いたしました。CDGの監査役楠田肇氏は、CLホールディングス及びその完全子会社であるレッグスの監査役を兼任していることから、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会において意見を述べることを差し控えております。

なお、CDGの取締役、CLホールディングス及びその完全子会社であるレッグスの取締役を兼任している代表取締役会長内川淳一郎氏及び取締役米山誠氏、CLホールディングスの取締役を兼任する代表取締役社長小西秀央氏、CLホールディングス及びその完全子会社であるレッグスの執行役員を兼務している取締役市川清之氏、並びに、CDGの監査役のうち、CLホールディングス及びその完全子会社であるレッグスの監査役を兼任している監査役楠田肇氏は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記2024年10月9日開催のCDG取締役会を含む本取引に係るCDG取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、CDGの立場において、本取引に係るCLホールディングスとの協議及び交渉には参加していません。

(4) 株式交換完全親会社となるCLホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項第2号イ）

本株式交換に際して増加するCLホールディングスの資本金及び資本準備金の額は会社計算規則第39条の規定に従い、CLホールディングスが別途定める額になります。かかる取り扱いは、CLホールディングスの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定されるものであり、相当であると判断しております。

別紙3 CLホールディングスの定款
次ページ以降をご参照ください。

株式会社CLホールディングス定款

平成12年 3月27日全面改定
平成12年12月 6日一部改定
平成13年 3月16日一部改定
平成14年 3月28日一部改定
平成15年 3月27日一部改定
平成16年 3月30日一部改定
平成17年 2月18日一部改定
平成18年 2月20日一部改定
平成19年 3月28日一部改定
平成21年 3月24日一部改定
平成22年 3月25日一部改定
平成24年 1月 1日一部改定
平成25年 1月 1日一部改定
平成25年 3月26日一部改定
平成26年 3月26日一部改定
平成26年12月 1日一部改定
平成28年 3月23日一部改定
2021年 3月25日一部改定
2022年 1月 1日一部改定
2022年 3月23日一部改定

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社CLホールディングスと称し、英文では、CL Holdings Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業

(1) 商品企画に関するコンサルティング業務

(2) 文房具、玩具、衣料用繊維製品、家具、什器、美術品、時計、カメラ・ラジオ等の機械、食料品、酒類、日用雑貨、健康関連商品、家庭用電気製品等の企画、開発、加工、卸、販売（通信販売を含む）、輸出入、仲介、賃貸借に関する業務

(3) 文房具、玩具、衣料用繊維製品、家具、什器等の製作に関する業務

(4) インターネット、コンピュータ及びカタログを利用した通信販売

(5) グラフィックデザイン、インダストリアルデザイン、ファッションデザイン、インテリアデザイン等のデザイン業務、印刷、製版、出版、及び写真業

(6) 広告宣伝およびセールスプロモーションに関する業務

(7) 著作権、特許権、商標権、意匠権等の管理、取得、販売及び輸出入

(8) キャラクターの開発

(9) 各種市場調査および情報提供サービス、販売

(10) モバイル情報端末用アプリケーションソフトウェアの企画、開発、販売、配信

(11) コンピュータシステムの開発、販売、保守

(12) 内装仕上工事業

(13) 情報管理処理サービス

(14) 品質調査、検品の請負

(15) 建築物等の企画、設計、工事監理及び工事の請負、施工

(16) 物品の仕分け、梱包及び発送業務

(17) 飲食店の経営

(18) 労働者派遣業務

(19) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務

(20) 旅行業法に基づく旅行業

(21) 上記各号に附帯または関連する一切の業務

2. 前項各号の事業および前項各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、39,200,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集および議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の要件)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議（特別決議）は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、当社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社は、取締役10名以内を置く。

(選任および解任)

第20条 取締役は株主総会において選任および解任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社は、監査役3名以上を置く。

(選任および解任)

第29条 監査役は、株主総会において選任および解任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第30条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会におい

て補欠監査役を選任することができる。

- ② 前項の選任については、第29条第2項に定める規定を準用する。
- ③ 第1項の定めにより予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。
- ④ 第1項の定めにより予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令、定款に定めるほか監査役会で定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当

該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、毎事業年度末に決算を行う。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

③ 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当は支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

別紙4 CLホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等
次ページ以降をご参照ください。

■ 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景況感を示す業況判断指数（D I）が、製造業では3四半期連続で改善を示すとともに、非製造業では7四半期連続で改善を示すなど、新型コロナウイルス感染症による行動制限が大幅に緩和され、回復の傾向が見られました。しかしながら、わが国を取り巻く環境は、ウクライナ情勢の長期化、資源価格高騰や欧米各国の利上げの影響もあることから、世界経済の先行きについては、依然として不透明な状況が続くと予想されております。

このような状況下、当社グループでは、2023年1月1日より、事業シナジーの創出、ガバナンスの強化および経営効率の向上を加速する為、グループ各社の役員・執行役員体制を見直し、中期経営方針にある、「エクスペリエンス（体験価値）」と「エンターテインメント（エンタメ）」を掛け合わせた「エクス・テインメント」（注1）ビジネスを加速してまいりました。「エクス・テインメント」ビジネスとは、広告および販促のマーケティング市場、物販市場、エンタメコンテンツ市場などの既に顕在化している各種市場にまたがる領域に、PMDサービス（注2）、限定流通サービス（注3）およびテーマカフェサービス（注4）等でアプローチすることで創出した新たな市場において、エンタメ顧客体験価値をお客様にお届けするビジネスです。

グループ中期戦略としては、「収益力の強化」を掲げ、以下のポイントを重点的に進めてまいります。まず注力する事業領域を、マーケティングサービス事業領域、エンタメMD事業領域およびエクス・テインメント事業領域の3つに絞り、これらの事業ポートフォリオの最適化を推し進めております。当第4四半期におきましては、エクス・テインメント事業領域における取り組みとして、長期常設型のテーマカフェである「miffy café tokyo」がオープンし、テーマカフェブランドの多角化が進行しました。またマーケティングサービス事業領域におきまして、事業支援サービスであるBPOサービスの拡大が進みました。加えて、グループシナジープロジェクトの進行によるシナジー創出を中心として、継続的に生産性の向上・業務の効率化を図るとともに、人的資本・知的資産・技術資産等の無形資産の強化を進めてまいります。あわせて、新規事業、M&A、海外展開やSDGsなどの重要な投資機会を確実に捉え、適正なバランスで継続的に投資を行っていく考えです。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、まず売上収益において、日用品メーカー顧客向けVMDおよびエンタメ流通顧客向けプレミアムの落ち込みがあったものの、カフェ物販（飲食売上を含む）、インターネットサービス顧客向けBPOおよびエンタメ顧客向けOEMが好調に推移したことにより、全体としては前年同期比で増収となりました。また営業利益および親会社の所有者に帰属する当期利益に関しては、おもに販売費及び一般管理費において、人材強化の為の人件費用等の増加、テーマカフェサービスの店舗拡大等に伴う減価償却費の増加があったものの、増加分を増収により吸収し、前年同期比で増益となりました。前年より取り組んでまいりました、収益性の改善を重視した構造改革や事業ポートフォリオの転換による適正化の効果が着実に現れてきております。

これらの結果、当連結会計年度における売上収益は36,344百万円（前年同期比13.4%増）、営業利益は1,079百万円（前年同期比39.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は510百万円（前年同期比40.2%増）となりました。

当社グループは、2023年1月1日より、事業シナジーの創出、ガバナンスの強化および経営効率の向上を加速するため、グループ各社の役員・執行役員体制を見直しました。引き続きグループ経営体制の強化を図り、中期経営方針を着実に遂行してまいります。

(注1) 「エクスペリエンス」と「エンターテインメント」を掛け合わせた造語で、エンタメ顧客体験価値のこと

(注2) プロモーション&マーチャンダイジングサービスの略語で、販促と物販を掛け合わせたサービスのこと

(注3) 期間限定・場所限定・商品限定のコト需要とコト消費を創り出す流通サービスのこと

(注4) IPコンテンツを活用したカフェ空間、オリジナルメニューや限定グッズなどを通じて体験価値を提供するサービスのこと

当社グループは2022年12月期から、国際会計基準（IFRS）を適用して連結計算書類を作成しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は370百万円で、その主なものはテーマカフェ店舗内装設備に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

- ① 当社グループは、販促・販売用製作物等の品質に対する消費者の要求が厳しくなるとともに、顧客企業の要求もより一層厳しくなっている状況に 대응べく、2008年1月にISO9001の認証を取得し、さらに生産管理部門を設けました。また、2012年3月には中国深圳市に生産・品質管理のコンサルティングサービスをグループ各社に提供することを主目的とした当社子会社の睿格斯（深圳）貿易有限公司を設立し、さらなる品質向上に努めております。
- ② 当社グループは、今後の永続的成長のために、既存事業の推進に加え、継続的に新たな事業を開発し、事業の裾野を広げていく必要があると考えております。具体的には、今後ますます高度化・多様化が予想される消費者ニーズを機会と捉え、新たな事業の可能性を追求するため、事業開発を推進していく組織・体制を構築するとともに、既存事業とシナジーが見込める事業領域・機能領域へのM&A等の投資を進めてまいります。
- ③ 当社グループは、グループにおけるシナジーの創出を重要な課題と認識しております。各社の強みを活かし、デジタル領域やエンタメコンテンツ領域などにおいて、機能連携による新商品・新サービスの開発や、リソースを共用した機能強化などを進めており、今後もグループにおけるシナジー創出の最大化を追求してまいります。
- ④ 海外への取り組みに関しては、近年、国内のみならず海外、特にアジア圏において、日本のIPコンテンツが人気となり、その市場が拡大の傾向にあることをふまえ、当社グループとしては、日本のIPコンテンツを活用したポップアップショップやテーマカフェサービスなど、当社グループの強みを活かしたサービスを軸に、海外市場を積極的に開拓してまいります。
- ⑤ デジタル化推進への取り組みに関しては、CX（顧客体験価値）とEX（従業員体験価値）の追求を両軸とした、DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略を着実に進めております。具体的には、CXについては、デジタルを起点とした商品・サービスの開発を強化しており、EXについては、おもに生産性向上や収益性向上に向けて社員の労働環境や業務プロセス等の社内インフラのデジタル化を推進しております。
- ⑥ サステナビリティへの取り組みに関しては、世界や社会の持続性を揺るがす様々な課題について、グループ各社の事業活動を通じての解決を目指すため、グループの主要事業子会社においてサステナビリティ方針を策定するとともに、その方針に基づいて、エネルギーや資源の節減活動・効率化の推進、サステナブルなビジネスの開発など、環境価値・社会価値の創出に取り組んでおります。
- ⑦ 当社グループは、長期方針として人財育成と経営人財の創出を掲げております。その実現のために、取締役を含む全社員に対する理念教育・フィロソフィ教育を基本として、様々な制度を導入するとともに、サクセッションプランについての検討も進めております。また、当社グループの各事業子会社で経営経験を積ませることで、経営人財の創出を加速させてまいります。
- ⑧ 当社グループは、持株会社体制に移行しており、グループにおけるコンプライアンス・ガバナンスの強化は、重要な課題と認識しております。社外取締役を中心としたコンプライアンス・ガバナンス委員会を立ち上げ、不祥事等の未然防止・再発防止に向けたコンプライアンス施策の検討など、各種取り組みを進めるとともに、取締役を含む全社員を対象に、コンプライアンス研修を継続的に実施し、コンプライアンス・ガバナンスのさらなる強化に努めております。

- ⑨ 当社グループは、新たな事業開発や拡大に合わせた経営管理体制の強化が重要であると認識しております。専門性の高い優秀な人財の確保および育成に注力するとともに、意思決定の迅速化および経営の監理機能強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

(I F R S)

区 分 \ 期 別	第 34 期 (2021年12月期)	第 35 期 (2022年12月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 収 益 (千円)	31,991,153	32,055,886	36,344,279
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	1,268,052	364,451	510,989
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	121.27	35.29	50.35
資 産 合 計 (千円)	21,345,260	21,322,367	21,545,023
資 本 合 計 (千円)	11,988,265	11,704,953	12,151,548

(注) 1. 第35期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第34期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

(日本基準)

区 分 \ 期 別	第 33 期 (2020年12月期)	第 34 期 (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	17,129,125	20,227,295
経 常 利 益 (千円)	1,351,165	1,537,229
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,235,081	1,203,449
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	118.02	115.09
総 資 産 額 (千円)	13,776,046	14,044,459
純 資 産 額 (千円)	7,123,093	8,090,373

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 33 期 (2020年12月期)	第 34 期 (2021年12月期)	第 35 期 (2022年12月期)	第36期(当期) (2023年12月期)
売上高(35期以降については営業収益) (千円)	16,925,093	19,343,950	1,285,175	1,570,162
経 常 利 益 (千円)	1,456,193	1,574,939	111,817	404,125
当 期 純 利 益 (千円)	1,341,455	1,231,881	88,541	370,451
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	128.18	117.81	8.57	36.50
総 資 産 額 (千円)	13,645,443	13,496,135	10,153,776	10,599,391
純 資 産 額 (千円)	7,049,396	8,000,407	7,310,758	7,601,523

- (注) 1. 日本基準に基づいて作成しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。
 3. 当社は、持株会社体制への移行に伴い、2022年1月1日付で吸収分割方式による会社分割を実施し、当社のマーケティングサービス事業を新設した株式会社レッグスに承継しております。これに伴い、第34期以前については純粋持株会社に移行前の当社の売上高を、第35期以降については純粋持株会社に移行後の当社の営業収益を記載しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 レ ッ グ ス	350,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
株 式 会 社 リ ー ト	310,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿 恪 斯 (上 海) 貿 易 有 限 公 司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿 恪 斯 (上 海) 文 化 創 意 有 限 公 司	120,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿 恪 斯 (深 圳) 貿 易 有 限 公 司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
株 式 会 社 エ ル テ ィ ー ア ー ル	10,000千円	51.0%	テーマカフェの企画・プロデュースおよび店舗開発、運営事業
株 式 会 社 エ ル コ コ	10,000千円	51.0%	プ ラ イ ズ 事 業
株 式 会 社 C D G	450,000千円	44.2%	マーケティングサービス事業

(8) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

マーケティングサービス事業 … 販促用プレミアムグッズ、ノベルティの商品企画・製作およびプレミアムグッズを利用した販促企画・実施、ならびにOEM商品・物販等の企画・製作
テーマカフェの企画プロデュースおよび店舗開発、運営事業 … カフェ空間・オリジナルメニュー・限定グッズの開発、店舗オペレーション

プ ラ イ ズ 事 業 … フィギュア・ぬいぐるみを含む雑貨商品の企画・開発、製造・販売

(9) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

名 称	所 在 地
国内	
当 社 (本 社)	東京都港区
株 式 会 社 レ ッ グ ス	東京都港区
株 式 会 社 リ ー ト	東京都港区
株 式 会 社 エ ル テ ィ ー ア ー ル	東京都港区
株 式 会 社 エ ル コ コ	東京都港区
株 式 会 社 C D G	大阪府大阪市
国外	
睿 格 斯 (上 海) 貿 易 有 限 公 司	上海市 (中華人民共和国)
睿 格 斯 (上 海) 文 化 創 意 有 限 公 司	上海市 (中華人民共和国)
睿 格 斯 (深 圳) 貿 易 有 限 公 司	深圳市 (中華人民共和国)

(10) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
628名	17名増

(注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36名	8名減	42.40歳	8.51年

(注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	888,500千円
株式会社三井住友銀行	776,400千円
株式会社みずほ銀行	464,275千円
株式会社トランジットジェネラルオフィス	196,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 39,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,840,000株 (自己株式683,150株を含む) |
| (3) 株 主 数 | 5,513名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ジ ェ イ ュ ー	4,321,200株	42.54%
C L ホールディングス従業員持株会	737,400株	7.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	479,600株	4.72%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	341,400株	3.36%
内 川 淳 一 郎	299,000株	2.94%
甲 府 倉 庫 株 式 会 社	224,000株	2.21%
椀 澤 紀 夫	213,000株	2.10%
SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社	197,300株	1.94%
長 谷 川 雅 志	116,300株	1.15%
小 林 寿 一	60,900株	0.60%

- (注) 1. 持株比率については、自己株式 (683,150株) を控除して算出しております。
 2. 株式会社ジェイユーは、当社代表取締役社長内川淳一郎の親族が保有する資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

役員区分	株式数	交付された者の数
当社取締役 (社外取締役を除く)	11,200株	4名

- (注) 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って交付された当社普通株式 (譲渡制限付株式) であります。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年12月31日現在）

① 2014年8月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 20個（新株予約権1個につき200株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 4,000株

(注) 2014年12月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が2,000株から4,000株に変更になっております。

- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり186,400円（1株当たり932円）
- ・ 新株予約権の権利行使期間 2019年3月26日から2024年3月25日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	20個	4,000株	1名

② 2016年8月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 237個（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 23,700株
- ・ 新株予約権の払込金額 無償

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり73,200円（1株当たり732円）

- ・ 新株予約権の権利行使期間 2021年3月23日から2026年3月22日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	237個	23,700株	1名

③ 2022年8月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 355個（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 35,500株
- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり95,800円（1株当たり958円）
- ・ 新株予約権の権利行使期間
2027年3月23日から2032年3月22日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	355個	35,500株	4名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 川 淳一郎	株式会社レグス 代表取締役会長 株式会社CDG 代表取締役会長 睿恪斯（上海）貿易有限公司 董事長 睿恪斯（上海）文化創意有限公司 董事長 睿恪斯（深圳）貿易有限公司 董事長 株式会社ジェイユー 取締役 一般社団法人アジア経営者連合会 監事
取 締 役	米 山 誠	当社 経営管理担当 株式会社レグス 取締役経営管理担当 株式会社CDG 取締役 睿恪斯（上海）貿易有限公司 董事 睿恪斯（上海）文化創意有限公司 董事 睿恪斯（深圳）貿易有限公司 董事
取 締 役	山 下 聡	株式会社レグス 代表取締役社長 株式会社エルココ 代表取締役社長 睿恪斯（上海）貿易有限公司 董事 睿恪斯（上海）文化創意有限公司 董事 睿恪斯（深圳）貿易有限公司 董事
取 締 役	小 西 秀 央	株式会社CDG 代表取締役社長
取 締 役	石 村 満	NPO法人証券学習協会 専務理事 カニエJAPAN株式会社 顧問 合同会社ESG 顧問
取 締 役	園 部 洋 士	至高法律事務所 代表弁護士 株式会社ケアサービス 社外取締役 東京鐵鋼株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	渡 辺 尚	株式会社CARTA HOLDINGS 社外取締役 株式会社フリーダムワン 代表取締役社長
取 締 役	安 田 幸 代	株式会社LegalOn Technologies 事業開発責任者 新日本製薬株式会社 社外取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	楠 田 肇	株式会社レッグス 監査役 株式会社CDG 監査役 株式会社リート 監査役 睿格斯（上海）貿易有限公司 監事 睿格斯（上海）文化創意有限公司 監事 睿格斯（深圳）貿易有限公司 監事
監 査 役	曲 淵 博 史	曲淵博史税理士事務所 代表税理士 株式会社グローバルパワー 社外監査役 甲府倉庫株式会社 社外監査役 幼児活動研究会株式会社 社外監査役
監 査 役	小 林 元 夫	該当なし

- (注) 1. 取締役園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏は、社外取締役であります。
2. 監査役曲淵博史氏および小林元夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役曲淵博史氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知識を有するものであります。
4. 当社は、取締役園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏ならびに監査役曲淵博史氏および小林元夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中に生じた取締役の地位ならびに担当および重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

地位	氏名	異動後	異動前	異動年月日
取締役	内 川 淳 一 郎	株式会社レッグス 代表取締役会長	株式会社レッグス 代表取締役社長	2023年1月1日
取締役	山 下 聡	株式会社レッグス 代表取締役社長	株式会社レッグス 取締役副社長 マーケティングサービス事業担当	2023年1月1日
取締役	山 下 聡	株式会社エルココ 代表取締役社長	株式会社エルココ 取締役	2023年10月31日
取締役	安 田 幸 代	新日本製薬株式会社 社外取締役	—	2023年12月19日

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

地位	氏名	異動後	異動前	異動年月日
取締役	小 西 秀 央	株式会社岐阜卓クリエート 取締役	—	2024年2月22日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員ならびに執行役員を選解任と指名ならびに報酬に関する決定プロセスの一層の透明化を図るため、社外監査役を委員長とし、社外取締役3名および社外監査役2名と社内監査役1名の計6名で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬等を決定するにあたっての基本方針や取締役の個人別の報酬等の内容等については、同委員会への諮問・同委員会の答申を経て、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定する方針としております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・取締役報酬の構成

取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬、業績連動報酬である賞与、譲渡制限付株式およびストックオプションにより構成される。

・固定報酬

固定報酬である月額報酬については、社会情勢や当社の事業環境、同業他社の水準等を考慮の上、役位、職責に応じて決定する。

・業績連動報酬

業績連動報酬である賞与およびストックオプションについては、業績への連動性をより明確にし、業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて決定する。譲渡制限付株式については、固定報酬である月額報酬の額に応じて付与額を決定する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、原則、固定報酬のみとする。

・実績連動報酬と業績連動報酬以外の支給割合の決定方針

当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上に寄与するため、最も適切な割合となることを方針としております。

当社としては、今後とも中長期的な企業価値向上ならびに経営目標と役員報酬等が連動する制度になるよう今後とも検討を続けてまいります。

監査役の報酬については、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定いたします。監査役につきましては、独立性の確保の観点から、原則、固定報酬のみとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2000年3月27日開催の第12期定時株主総会決議において年額2億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、当該報酬額とは別枠で、2022年3月23日開催の第34期定時株主総会決議においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額3千万円以内（うち、社外取締役1千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役3名）です。また、これらの報酬額とは別枠で、2023年3月30日開催の第35期定時株主総会決議において、取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5千万円以内と定めています。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役3名）ですが、譲渡制限付株式報酬を付与する対象の取締役は社外取締役3名を除く5名です。

監査役の報酬限度額は、2000年3月27日開催の第12期定時株主総会決議において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、当該報酬額とは別枠で、2022年3月23日開催の第34期定時株主総会決議においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額1千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	78,039 (19,806)	71,182 (19,806)	3,895 (-)	2,184 (-)	778 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20,100 (9,600)	20,100 (9,600)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬として、取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬である賞与については、上記①に記載した決定方針に基づき、業績への連動性をより明確にし、業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、EBITDAおよび営業利益の対前年成長率に応じて支給総額を決定しております。当該対前年成長率は日本基準により算定され、EBITDAの対前年成長率は142.3%（第35期：904百万円、第36期：1,287百万円）、営業利益の対前年成長率は140.8%（第35期：776百万円、第36期：1,094百万円。ただし、業績連動報酬支給前の金額）であります。支給対象者は業務執行取締役としており、支給総額の個別配分の割合は、対象者の月額報酬に基づき決定しております。

2. 非金銭報酬等として取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を付与しております。当該新株予約権（ストックオプション）の内容は、「3.新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
3. 譲渡制限付株式報酬として、取締役（社外取締役を除きます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式を割当てています。当該譲渡制限付株式報酬の交付状況は、「2.(5)当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役園部洋士氏は、至高法律事務所代表弁護士ならびに株式会社ケアサービスの社外取締役および東京鐵鋼株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役渡辺尚氏は、株式会社CARTA HOLDINGSの社外取締役および株式会社フリーダムワンの代表取締役社長を兼職しております。なお、株式会社CARTA HOLDINGSと当社との間には、特別な関係はありません。また、株式会社フリーダムワンと当社との間には、セミナー参加に関する取引実績がありますが、取引金額は僅少であり、特別な関係はありません。

社外取締役安田幸代氏は、株式会社LegalOn Technologiesの事業開発責任者および新日本製薬株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当該他の法人と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役曲淵博史氏は、曲淵博史税理士事務所代表税理士ならびに株式会社グローバルパワー、甲府倉庫株式会社および幼児活動研究会株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 園部洋士

取締役園部洋士氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会12回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

取締役 渡辺尚

取締役渡辺尚氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会12回すべてに出席し、人事・新規事業に関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

取締役 安田幸代 取締役安田幸代氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会12回すべてに出席し、人事に関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

監査役 曲渕博史 監査役曲渕博史氏は社外監査役として、当事業年度において開催された取締役会12回すべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会12回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

監査役 小林元夫 監査役小林元夫氏は社外監査役として、当事業年度において開催された取締役会12回のすべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会12回のすべてに出席いたしました。企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜発言を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人監査の対象となるすべての子会社につきましても、PwC Japan有限責任監査法人が会計監査人となっております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の基本方針について、2022年12月22日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

1.基本方針

当社は、当社および子会社（以下「当社グループ」という。）を統括する持株会社として、当社による子会社への適切なサポートおよび管理監督を通じて、企業集団としての当社グループの業務の適正性を確保するため、次に掲げるグループ経営理念をグループ内のすべての役員および従業員が職務を執行するにあたっての指針となる基本方針といたします。

経営理念

CLグループは、全社員の成長と物心両面の幸福を追求し、健全な事業活動を通じて、社会の進歩発展に貢献し続けます。

当社は、この経営理念の下、経営の透明性をより高めるためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であることから、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、コーポレート・ガバナンスの基礎的要件である内部統制の基本方針を以下のとおり定め、整備・運用・評価を推進して参ります。また、子会社が当社グループの一員として整備運用すべき事項を定めることができるよう支援することにより、当社グループ全体が一体となった内部統制システムの整備・運用・評価の維持・向上を実現いたします。

- (1) 経営活動の目的達成のため、業務の有効性および効率性を高めます。
- (2) 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保します。
- (3) 経営活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進します。
- (4) 資産の取得、使用および処分が適正な手続きおよび承認の下に行われるよう、資産の保全を図っていきます。
- (5) 上記の活動を支えるためのIT環境を整備・運用いたします。

2.取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社子会社のすべての取締役および従業員が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるCLフィロソフィを共有して当社および当社グループ全体の業務の運営指針とするものとします。

- (2) 会社としての不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを構築します。
- (3) 当社は、当社および当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項は、定款および取締役会規程に基づいて取締役会において決定するものとします。また、その他に職務決裁基準に従って決裁区分を明確にします。
- (4) 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員は取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示に基づき、責任を持って執行に当たっております。
- (5) 取締役会、執行役員会には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより取締役の職務執行に対する監督機能を強化することとしております。
- (6) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に従い、内部統制報告制度を導入し、財務報告に関する内部統制の整備および運用を行い、内部監査を実施するものとします。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役・会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理するものとします。また、必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施するものとします。なお、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。

(2) 情報の検索・閲覧の方法

取締役の職務執行に係る情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改訂文書については社内に告知し、周知徹底するとともに、取締役および監査役が当該各文書および情報の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築します。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価するとともに、有事が発生した場合の対応を協議するため、週1回執行役員会を開催し、更に月1回取締役会等を開催することとします。これらの会議では、事業に関して想定されるリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行うものとします。

(2) コンプライアンスに関するビジネスリスクの他、会社を取り巻くあらゆるリスクを分析し、想定されるリスクへの対応方針を検討するにあたっては、顧問弁護士をはじめとする外部専門家等と協力するものとし、また、グループ経営理念のもと、経営の効率性と法令遵守の両面を総合的に判断し、健全なコンプライアンス体制および透明性のあるコーポレート・ガバナンス体制の更なる整備・運用・評価の維持向上を図ることを目的として、社外役員を中心に構成する「コンプライアンス・ガバナンス委員会」を定期的開催し、コンプライアンスに関するビジネスリスク、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行うものとし、

(3) 当社は、商品・サービスの品質管理の仕組みを構築し、品質トラブルを防止するとともに顧客満足度を向上させることを目的として、「ISO統合マネジメントマニュアル」を設け、厳格な運用を行うように努めます。

5.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、毎月定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行うものとし、

(2) 当社は、執行役員制を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに、その業務執行責任を明確化します。

(3) また、当社グループ全体の経営課題および事業戦略についての討議・決定機関として、代表取締役社長、常勤取締役および執行役員により構成する執行役員会を毎週定期的に開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努めるものとし、

(4) 当社は、各新年度開始前に経営方針発表会を開催し、環境変化に対応した当社グループ全体のグループ経営理念ならびに中期方針、単年度方針を全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化に努めます。

(5) 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、取締役会を毎月開催し、子会社を含む各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図るものとし、

(6) 取締役会、執行役員会には監査役が出席の上、業務運営状況を把握し、改善を図るものとし、

6.当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会、執行役員会において、グループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図ります。
- (2) 監査役および内部監査室は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査するものとします。
- (3) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行うものとします。
- (4) 「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項のすべてについて、当社グループとしての管理体制を構築・整備し、運用します。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を置くことを求めた場合、取締役は必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、必要に応じて適任と認められる人員を置くこととしております。

8.補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 職務の遂行上必要な場合、監査役は補助使用人を取締役から独立させて、取締役から指揮命令を受けない体制をとるものとします。
- (2) 補助使用人に関する人事考課や懲戒処分等に関しては、監査役の意見を尊重するものとします。
- (3) 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。
- (4) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるようにするものとします。

9.取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者、および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- (1) 監査役は、当社および子会社の取締役の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会の他、社内重要会議に出席し、また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで当社または子会社の取締役または使用人にその説明を求められる体制をとるものとします。
- (2) 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告するものとします。
- (3) 当社は、内部通報制度運用規程に基づく当社グループの内部通報システムの運用により、法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役を通報窓口とする適切な報告体制を確保します。

10.報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者が、当該報告を理由として、不利な扱いを受けないように内部通報制度運用規程に定めるとともに、当該規程を適切に運用するものとします。

11.監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行い、また、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知することとしております。

監査役が、当該費用の前払いを求めた場合には、その費用が明らかに監査役の職務の執行に関係しないと認められる費用を除き、速やかに費用の償還または前払いに応じるものとします。

12.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めます。
- (2) 監査役は、会計監査人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めます。
- (3) 監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めます。

13.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨むこととし、これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備します。

14.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢として、2011年10月に施行された「東京都暴力団排除条例」を遵守する体制を整備し、適切な体制の維持に努めます。反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図るように努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

定例取締役会を毎月1回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規程に定められた重要事項について確認・決定するとともに、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っております。定例取締役会においては、弁護士、税理士の資格を有する社外役員も交えて、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性、法令・定款への適合性は確保されております。

また、当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

② 損失の危険の管理

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価するとともに、有事が発生した場合の対応を協議するため、週1回執行役員会を開催し、更に月1回取締役会等を開催しております。これらの会議では、事業に関して想定されるリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行っております。

③ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

当社子会社の経営管理については、代表取締役社長が統括しております。各子会社の代表者は、当社の東京本社で毎週開催される執行役員会と毎月開催される定例取締役会に、直接もしくはTV会議システムを介して参加しており、また定例取締役会において、各子会社の業績および営業状況を報告しております。内部監査室による当社および当社子会社への内部監査も実施しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定例監査役会を毎月1回開催し、当社の業務の状況を鑑みた上で、開催時期に適したテーマを選び、当社の取締役や執行役員等を必要に応じて招集し、活発な意見交換を行っております。

また、監査役は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができ、会計監査人とも定期的に情報交換を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、利益配分に関しては、グループ経営の観点から連結配当性向主義を採用し、経営基盤の強化と将来予想される事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施していく方針としております。この方針のもと、連結配当性向30%以上として利益配分を実施しております。

当社は、中間配当と期末配当の基準日をそれぞれ毎年6月30日および12月31日とする旨を定款に定めており、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株につき16円（連結配当性向31.8%）の配当を実施することを決定しました。また、内部留保資金につきましては、人材の採用、マネジメント体制の構築および新規事業への投資等に充当し、経営基盤の強化を進める予定であります。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	16,062,006
現金及び現金同等物	5,174,794
営業債権及びその他の債権	8,779,532
棚卸資産	1,134,447
その他の金融資産	567,419
その他の流動資産	405,812
非流動資産	5,483,017
有形固定資産	538,034
使用権資産	816,925
のれん	793,844
無形資産	1,320,822
その他の金融資産	1,391,073
繰延税金資産	579,369
その他の非流動資産	42,946
資産合計	21,545,023

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	6,927,725
営業債務及びその他の債務	3,610,048
借入金	1,538,060
リース負債	351,156
未払法人所得税	298,557
その他の金融負債	547
その他の流動負債	1,129,355
非流動負債	2,465,749
借入金	787,115
リース負債	359,969
退職給付に係る負債	545,352
引当金	260,472
繰延税金負債	340,468
その他の非流動負債	172,371
負債合計	9,393,475
(資本の部)	
資本金	350,000
資本剰余金	311,528
利益剰余金	8,313,801
自己株式	△611,130
その他の資本の構成要素	38,784
親会社の所有者に帰属する 持分合計	8,402,984
非支配持分	3,748,563
資本合計	12,151,548
負債及び資本合計	21,545,023

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	36,344,279
売上原価	△25,009,420
売上総利益	11,334,859
販売費及び一般管理費	△10,321,259
その他の収益	100,956
その他の費用	△34,832
営業利益	1,079,723
金融収益	15,419
金融費用	△21,775
税引前当期利益	1,073,367
法人所得税費用	△561,351
当期利益	512,015
当期利益の帰属	
親会社の所有者	510,989
非支配持分	1,026
当期利益	512,015

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産
当期首残高	350,000	290,287	7,887,479	△630,020	－	△29,507
当期利益	－	－	510,989	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	－	26,831	△498
当期包括利益	－	－	510,989	－	26,831	△498
自己株式の処分	－	△103	－	18,890	－	－
配当金	－	－	△111,498	－	－	－
株式報酬	－	21,371	－	－	－	－
利益剰余金への振替	－	－	26,831	－	△26,831	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	△27	－	－	－	－
所有者との取引額等合計	－	21,241	△84,666	18,890	△26,831	－
当期末残高	350,000	311,528	8,313,801	△611,130	－	△30,005

	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計			
	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計				
当期首残高	52,464	△1,113	21,843	7,919,590	3,785,363	11,704,953	
当期利益	－	－	－	510,989	1,026	512,015	
その他の包括利益	16,444	994	43,772	43,772	12,900	56,673	
当期包括利益	16,444	994	43,772	554,762	13,927	568,689	
自己株式の処分	－	－	－	18,787	－	18,787	
配当金	－	－	－	△111,498	△50,692	△162,191	
株式報酬	－	－	－	21,371	－	21,371	
利益剰余金への振替	－	－	△26,831	－	－	－	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	△27	△34	△61	
所有者との取引額等合計	－	－	△26,831	△71,367	△50,727	△122,094	
当期末残高	68,909	△119	38,784	8,402,984	3,748,563	12,151,548	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …………… 8社
- ② 連結子会社の名称 …………… 株式会社レッグス
株式会社リート
睿格斯（上海）貿易有限公司
睿格斯（上海）文化創意有限公司
睿格斯（深圳）貿易有限公司
株式会社エルティーアール
株式会社エルココ
株式会社CDG

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 金融資産および金融負債

デリバティブを除く金融資産

当社グループでは、デリバティブを除く金融資産について、IFRS第9号「金融商品」に基づき営業債権およびその他の債権は発生日に、それ以外の金融資産の通常の売買は約定日に当初認識しております。デリバティブを除く金融資産の分類および測定モデルの概要は以下の通りです。

当社グループは、当初認識時点において、次の2つをともに満たすものを償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時点において、取得に直接関連したコストを公正価値に加えた価額で測定し、各期末日において、実効金利法を用いて算出した償却原価で測定しております。

公正価値で測定する金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産とその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

資本性金融商品については、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選

択を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類する場合があります。その場合、当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分したときに、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

公正価値で測定する金融資産は、当初認識時点において、公正価値で測定しております。取得に直接関連するコストについて、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識額に含めておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は発生時に純損益で認識し、当初認識額には含めておりません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分したときに、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額をその他の資本の構成要素から純損益に組替調整額として振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金は、金融収益として純損益で認識しております。

上記の償却原価で測定する金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動は純損益で認識しております。

金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）の予想信用損失に対して損失評価引当金として認識しております。金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。損失評価引当金を減額する事象が発生した場合は、損失評価引当金の戻入額を純損益で認識しております。

認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該金融資産の所有に係るリスクおよび便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

デリバティブを除く金融負債

金融負債は当初認識時に償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。

償却原価で測定する金融負債は、公正価値に当該金融負債に直接起因する取引コストを減算した金額で当初測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で当初測定しております。

金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となったときに認識を中止しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動は純損益で認識しております。

ヘッジ会計およびデリバティブ

(a) 適格なヘッジ手段およびヘッジ対象

当社および一部の子会社において為替リスクおよび金利リスクを管理する目的で為替予約取引、金利スワップ取引などのデリバティブ取引を行うこととしております。ヘッジの開始時において、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的および戦略について文書化しております。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると予想することが可能であるか否かについて、継続的に評価を実施しております。ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的は依然として同じである場合には、適格要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整し、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ、将来に向かってヘッジ会計を中止しております。

予定取引がヘッジの対象である場合は、実行の可能性が非常に高いものであることが必要であるため 1年以内の取引に限定しております。ヘッジ会計が適用されないデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類し、当該分類に基づいて会計処理しております。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効な部分はキャッシュ・フロー・ヘッジとしてその他の包括利益で認識し、累積額はその他の資本の構成要素に含めております。また、非有効部分に関する利得または損失は、純損益で即時認識しております。

その他の資本の構成要素に累積された金額については、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるのと同じ期間に組替調整額としてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

(ロ) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の原価には、購入原価、加工費および棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含めております。棚卸資産の原価は、主として加重平均法の原価算定方式により算定しております。

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額および販売に要するコストの見積額を控除して算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。取得原価は、購入価格、直接起因するコスト、解体および除去ならびに敷地の原状回復コスト、借入コストから構成されております。

当初認識後の測定は原価モデルを採用し、有形固定資産は取得原価から減価償却累計額および減損損失累

計額を控除した価額で計上しております。

土地等の償却を行わない資産を除き、有形固定資産は、それぞれの耐用年数にわたって定額法で減価償却しております。

有形固定資産項目の帳簿価額は、(a)処分時(b)その使用または処分から将来の経済的便益が何ら期待されなくなったときに認識を中止し、有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得または損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に認識しております。当該利得または損失は、正味の処分収入と当該資産項目の帳簿価額との差額として算定しております。

主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び建物付属設備	2～39年
機械及び装置	2～12年
器具及び備品	2～20年
その他	3～7年

有形固定資産の残存価額と耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(ロ) 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。

主な無形資産の耐用年数は、以下のとおりです。なお、当社グループで自己創設無形資産に該当するものは、ありません。残存価額はゼロと推定しております。

ソフトウェア 5年

顧客関連資産 11年

耐用年数を確定できる無形資産の耐用年数および償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産は、償却はしていません。耐用年数を確定できない無形資産は、当該資産の耐用年数を確定できないものと判断する事象または状況が引き続き存在しているか否かについて、期末日に見直しを行っております。

(ハ) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、取得対価、被取得企業の非支配持分の金額、および取得企業が以前に所有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額（以下、「取得対価の総額」という。）が、取得日時点における識別可能な資産および負債の正味価額（以下、「取得した純資産」という。）を上回る場合に、その超過額として測定しております。取得した純資産の公正価値が取得対価の総額を超過する場合、当社グループは、すべての取得した資産および引き受けた負債を正しく識別しているかを再検討し、取

得日時点で認識される金額を測定するために用いた手続を見直しております。再検討を行ってもなお、取得した純資産の公正価値が取得対価の総額を超過する場合には、その超過額を利得として純損益で認識しております。

企業結合を達成するために発生した取得関連コストは、発生時に純損益として認識しております。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

減損については、「④ 非金融資産の減損」に記載しております。

③ リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでおります。

リースの開始日において、使用权資産およびリース負債を認識しております。使用权資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合または、使用权資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用权資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用权資産の耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早いときまで減価償却しております。リース取引による使用权資産は、主に各社の事務所等で構成されております。リース期間は個別資産ごとに使用期間を見積っております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合またはリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しております。

なお、短期リースおよび少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

④ 非金融資産の減損

当社グループは、期末日に資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを検討しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、耐用年数を確定できない無形資産または未だ使用可能ではない無形資産、および企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位または資金生成単位グループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位または資金生成単位グループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニタールされている企業内の最小の単位で、かつ事業セグメントよりも大きくありません。

のれんは、企業結合のシナジー効果によりキャッシュ・フローの獲得への貢献が期待される資金生成単位（最小の単位または単位グループ）に配分しております。

回収可能価額は、資産または資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が当該資産または資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失はその他の包括利益に再評価額が認識されている場合を除き、直ちに純損益として認識しております。

資金生成単位の減損損失は、最初に、当該資金生成単位（単位グループ）に配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分し、当該単位（単位グループ）の資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れます。減損損失の戻入れによって増加する資産または資金生成単位の帳簿価額は、過去の期間において当該資産または資金生成単位について認識した減損損失がなかったとした場合の（償却または減価償却控除後の）帳簿価額を超えないようにしております。のれんについて認識した減損損失は、以後の期間において戻入れは行っておりません。

⑤ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的または推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りを行い測定しております。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

資産除去債務の会計処理は以下のとおりです。

資産除去債務は、法令や契約等により有形固定資産の解体・除去および原状回復の義務を負っている場合に、当該解体・除去および原状回復のための見積費用を、税引前の割引率で割り引いた現在価値で認識しております。

⑥ 退職後給付の会計処理方法

当社グループでは、退職給付制度として、確定給付型の退職一時金制度のみの制度と確定給付企業年金制度（積立型制度）および退職一時金（非積立型制度）の両方から構成される制度の2種類の退職給付制度があります。

前者の制度では、勤続年数3年以上の正社員が制度の対象となっており、確定給付型の制度における退職一時金の給付額は、退職時の基本給および家族手当と勤続年数および勤続年数に応じた支給率に基づき算定されます。

後者の制度では、ポイント制を導入しており、従業員の資格等級や勤続年数に応じて付与されるポイントの累計数に基づいて給付額を計算しております。ポイント制に基づき計算された給付額から確定給付企業年金制度の給付額を控除した残額を退職一時金として支払うものであります。

確定給付制度の会計処理は以下の通りです。

確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値であり、退職給付に係る負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似

した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。

勤務費用および確定給付負債に係る利息純額は純損益として認識しております。数理計算上の差異については、それらが生じた期間において確定給付制度の再測定としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えております。また、制度の改定により生じた、過去の期間の従業員の勤務に係る確定給付制度債務の現在価値の変動額は、制度改定が発生したときの期において純損益として認識しております。

⑦ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

(イ) 機能通貨および表示通貨

当社グループの各企業の財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

(ロ) 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを外貨金額に適用し、機能通貨で記録しております。その後、外貨建の貨幣性項目は、期末日の直物為替レートで換算しております。公正価値で測定する外貨建の非貨幣性項目は、当該公正価値が測定された日の直物為替レートで換算しております。取得原価で測定する外貨建の非貨幣性項目は、引き続き取引日の直物為替レートで換算しております。

当該換算および決済により生じる換算差額は純損益で認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

(ハ) 在外営業活動体の財務諸表の換算

在外子会社（以下「在外営業活動体」という）における外貨建財務諸表を当社の表示通貨に換算するに当たっては、資産・負債について、期末日の直物為替レートを適用し、収益・費用について、為替レートが著しく変動していない場合には、連結報告期間の平均直物為替レートを適用しております。

在外営業活動体における財務諸表を当社の表示通貨に換算するに当たって生じた差額は、連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当該在外営業活動体に係るその他の包括利益は、在外営業活動体の処分時において、処分による利得または損失が認識される時点において純損益に振り替えております。

⑧ 収益の認識

当社グループは、収益にかかる会計処理について、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき次の5つのステップに従って収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、顧客に対して「プレミアム（一時点に履行義務を充足するもの及び一定期間に履行義務を充足するものを含む）」、「VMD」、「OEM」、「物販」、「BPO」及び「その他」を主なサービスとして提供しております。

これらのサービスのうち、「プレミアム」と呼ぶサービスは、版權元と版權利用契約を締結し、当該版權を利用した商品の企画、デザインの提供を行うサービスや、各種キャンペーンの企画提案、景品の製作・納

品のほか、当選者への景品発送や問い合わせ等の事務局業務を行うサービスが含まれます。

「プレミアム」サービスの提供に関しては、主に製作物の納品又は役務提供等により当社グループの履行義務が充足されることから、対象商品の納品時点で収益を認識しております。ただし、キャンペーンの事務局業務及びクライアントに対するライセンスの年間契約料は事務局として対応する期間及びライセンスの契約期間の経過とともに履行義務を充足するものと考えられます。従って、それらの収益については当該対応する期間及び当該契約期間にわたり期間按分にて認識しております。

「プレミアム」における取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

「VMD」と呼ぶサービスは、商品を陳列する什器の受託製造サービスであり、「OEM」は景品等の受託製造サービスです。これらの取引については、顧客への什器又は景品等を納品した時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しております。

「VMD」及び「OEM」における取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

「物販」と呼ぶサービスは、取引先の店舗あるいは施設等に当社グループが製造又は仕入を行った商品を陳列し、店舗あるいは施設に来場するお客様に販売するサービスです。

物販のサービス提供に関しては、最終消費者への商品販売時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しております。

「物販」における取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

「BPO」と呼ぶサービスは、クライアントの業務（マーケティング業務や調達業務）及びそのプロセスを受託し、クライアントの抱える課題へのソリューションを提供するサービスです。これらの受託業務については、顧客が検収した時点で履行義務を充足する受託業務は当該一時点にて収益を認識しております。

また、一定期間の経過とともに履行義務を充足するものは、一定の期間にわたり収益を認識しております。

「BPO」における取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

「その他」のサービスは、上記の分類外の、キャンペーン等を伴わない単体での請負業務のサービスです。例えば、デザインやシステムの単独の提供が含まれます。これらの請負業務を顧客が検収した時点で履行義務を充足することから、当該時点にて収益を認識しております。

「その他」のサービスにおける取引の対価は、履行義務を充足してから通常30日から60日後に受領しております。

なお、当社グループが運営するアニメーション・キャラクターの著作権を利用した飲食メニューや物品の販売をしているカフェの収益は、上記の「物販」のサービスに属しておりますが、この中には、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合があります。この場合、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を総合的に勘案し、本人取引か代理人取引かどうかの判断をしております。

⑨消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

3. 会計上の見積りに関する注記

子会社株式（株式会社CDG（以下CDG社））に含まれるのれんの評価

①連結計算書類に計上した金額

のれんが配分されている資金生成単位グループについては毎期、さらに減損の兆候がある場合には都度、減損テストを行っております。各資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額の合計は以下の通りです。資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額の合計は以下の通りです。

子会社株式（CDG社）に含まれるのれん 793,844千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

各資金生成単位又は資金生成単位グループののれんの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値(売却見込額等)のうちいずれか高い方の金額としております。当該処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、CDG社の株価を使用しております。

使用価値は、資金生成単位または資金生成単位グループから生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出しております。使用価値の算定に使用する割引率は、貨幣の時間価値及び対象資産に固有のリスクについて現在の市場の評価を反映した税引前の割引率9.75%としております。

当社グループは、将来キャッシュ・フロー及びその現在価値の算定において、得意先毎の売上高と売上総利益額、人件費額等の変動予想を重要な指標として使用しております。

将来キャッシュ・フローの見積りのための基礎として用いるキャッシュ・フローの予測は、過去の経験と外部からの情報を反映した経営者によって承認された直近の事業計画を用い、予測期間は3年としております。3年目以降については、市場の長期平均成長率を勘案した一定の成長率0.4%を用いています。

成長率は資金生成単位または資金生成単位グループの属する国、産業の状況を勘案して決定した成長率を使用しており、市場の長期平均成長率を超過していません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、CDG社については、当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を十分に上回っていることから、減損テストに用いた主要な仮定が合理的な範囲で変更されたとしても、それにより当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の予測不能な経営環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、経営環境が悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

①流動資産

営業債権及びその他の債権 26,480千円

②非流動資産

その他の金融資産 1,130千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

631,553千円

(3) コミットメントライン契約

当社は、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。

当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,500,000千円
借入実行残高	—
差引額	4,500,000千円

本契約には、連結財政状態計算書の資本の部の金額や連結損益計算書の税引前当期利益より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,840,000株	—株	—株	10,840,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年2月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 111,498,750円
- ・1株当たり配当金額 11円
- ・基準日 2022年12月31日
- ・効力発生日 2023年3月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年2月14日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 162,509,600円
- ・1株当たり配当金額 16円
- ・基準日 2023年12月31日
- ・効力発生日 2024年3月29日

(3) 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2014年9月5日	普通株式	34,000株
2016年9月2日	普通株式	23,700株
2022年8月29日	普通株式	211,500株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社グループは、主に国内の取引先に対して営業債権等の形で信用供与を行っております。取引先の信用状況の悪化や経営破綻等により、これらの営業債権等が回収不能となる信用リスクにさらされております。

当社は、「販売管理規程」ならびに「与信管理運用基準」に従い、営業債権等について、各営業部門が経理部門と連携して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日および残高を管理することで回収損失リスクの早期把握や軽減を図っております。子会社に関しても、当社に準じて、同様の管理を行っております。なお、当社グループは、単独の取引先に対して過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは連結財政状態計算書に表示されている金融資産の帳簿価額です。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社グループは、外貨建ての通貨に関して生じる為替変動リスクに晒されております。為替変動リスクは、認識されている外貨建ての債務から発生しております。外貨建ての債務に関して、月別に把握した為替変動リスクに対して、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

また、当社グループは、有利子負債による資金調達を行っております。一部の短期借入金を除き、多くの有利子負債は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

さらに、当社グループは、主に取引先企業の資本性金融商品を保有しておりますが、これらから生じる市場の変動リスクに晒されております。なお、資本性金融商品には、短期トレーディング目的で保有するものではありません。資本性金融商品は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

また、定期的取引実績を、取締役会に報告しております。連結子会社に関しても、当社の規程に準じて管理を行っております。

当社グループは、運転資金および事業投資資金の調達や短期的な余裕資金の運用において金利変動リスクのある金融商品を利用しております。当該金利変動リスクを低減するために、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持し、「資金運用管理規程」に基づき金利変動リスクに対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

金融市場の混乱または停止、金融機関等の融資判断や方針の変更が、当社グループの資金調達に影響を与え、それに伴って、資金調達コストを増加させ、流動性の悪化をもたらす可能性があります。すなわち資金を必要とときに必要な額を調達できなくなる流動性リスクにさらされております。このリスクに対して、当社および主要な連結子会社は、グループ内融資の活用により、連結有利子負債の削減と流動性リスク軽減に努めております。流動性リスクは、手許流動性を一定水準に維持するとともに、継続的にコミットメントラインを設定することにより管理しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

金融資産および金融負債の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品および帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)		
当連結会計年度 (2023年12月31日)		
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する 金融資産		
その他の金融資産		
敷金保証金	740,879	717,621
合計	740,879	717,621

(3) 公正価値の測定方法

公正価値で測定する金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりです。

(a) 株式

株式はその他の金融資産に含まれております。株式についてはレベル1に区分しているものは活発な市場で取引される上場株式であり、取引所の市場価格で測定しております。レベル3に区分しているものは非上場株式および出資金であり、純資産に基づく評価モデルまたはその他の適切な評価モデルにより測定しております。

(b) 保険積立金および会員権

保険積立金および会員権はその他の金融資産に含まれております。保険積立金は保険会社の提示する、解約した場合の解約返戻金に基づき測定しており、レベル3に区分しております。ゴルフ場の会員権は相場価格等により測定しており、レベル2に区分しております。

(c) 債券

債券は日本証券業協会(jsda.or.jp)の「公社債店頭売買参考統計値」を基に算定しており、レベル2に区分しております。

(d) 敷金保証金

敷金保証金は償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に区分しております。

(e) 転換社債型新株予約権付社債

非上場会社の発行する転換社債型新株予約権付社債であり、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により測定しており、レベル3に区分しております。

(f) デリバティブ資産およびデリバティブ負債

デリバティブ資産およびデリバティブ負債については、その他の金融資産および金融負債に含まれております。これらは為替予約であり、主に外国為替相場の観察可能なインプットを基づいた評価モデルにより測定しており、レベル2に区分しております。

(4) 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。
 レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値
 レベル2：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値
 レベル3：重要な観察できないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期末日に発生したものと認識しております。

① 公正価値で測定する金融資産および金融負債

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融資産および金融負債の内訳は、以下のとおりです。

当連結会計年度(2023年12月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	(単位：千円) 合計
金融資産				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
株式等	131,452	—	28,429	159,882
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
保険積立金	—	—	448,045	448,045
転換社債型新株予約権付社債 会員権	—	—	29,765	29,765
	—	8,580	—	8,580
合計	131,452	8,580	506,240	646,273
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定 する金融負債				
ヘッジ会計を適用しているデリ バティブ負債	—	547	—	547
合計	—	547	—	547

(注) レベル間の振替はありません。

7. 売上収益

(1) 収益の分解

① 顧客との契約から認識した収益

顧客との契約から認識した収益は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
顧客との契約から認識した収益	36,344,279
合計	36,344,279

② 売上収益の分解

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりです。

当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	合計
主要な製品、サービス	
プレミアム	13,872,594
VMD	1,404,283
OEM	4,990,269
物販	11,396,606
BPO	3,513,374
その他	1,167,151
合計	36,344,279
収益認識時点	
一時点で充足	34,336,889
一定の期間にわたり充足	2,007,390
合計	36,344,279

(2) 契約残高

顧客との契約から生じる債権、契約資産および契約負債の残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 期首残高 (2023年1月1日)	当連結会計年度 期末残高 (2023年12月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形および売掛金	7,036,986	8,701,847
契約資産	—	—
契約負債	74,494	237,715

(注) 1. 当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は74,494千円です。

2. 当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した売上収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 827円32銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 50円35銭 |

9. 追加情報

該当事項はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

■ 計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	5,385,534
現金及び預金	176,552
売掛金	357,729
前渡金	710
前払費用	89,094
未収入金	13,191
未収還付法人税等	28,797
関係会社短期貸付金	4,704,000
その他	15,458
固定資産	5,213,856
有形固定資産	42,005
建物	25,714
器具及び備品	10,749
その他	5,540
無形固定資産	134,189
ソフトウェア	134,189
投資その他の資産	5,037,661
投資有価証券	59,754
関係会社株式	4,496,200
関係会社出資金	150,000
敷金及び保証金	226,963
保険積立金	62,787
繰延税金資産	34,243
その他	7,711
資産合計	10,599,391

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	1,996,585
未払金	75,934
未払費用	13,918
未払消費税等	19,285
預り金	5,572
賞与引当金	19,113
役員賞与引当金	3,895
株主優待引当金	14,386
短期借入金	1,000,000
関係会社短期借入金	500,000
1年内返済予定の長期借入金	342,060
その他	2,419
固定負債	1,001,281
長期借入金	787,115
長期未払金	153,371
退職給付引当金	57,120
その他	3,674
負債合計	2,997,867
(純資産の部)	
株主資本	7,553,764
資本金	350,000
資本剰余金	225,014
資本準備金	138,550
その他資本剰余金	86,464
利益剰余金	7,604,951
利益準備金	24,062
その他利益剰余金	7,580,888
繰越利益剰余金	7,580,888
自己株式	△626,201
評価・換算差額等合計	△162
その他有価証券評価差額金	△162
新株予約権	47,922
純資産合計	7,601,523
負債純資産合計	10,599,391

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,570,162
営業費用	△1,190,502
営業利益	379,660
営業外収益	38,862
受取利息	17,526
受取保険金	4,283
受取手数料	16,352
その他	699
営業外費用	△14,397
支払利息	△10,463
コミットメントフィー	△3,732
為替差損	△201
経常利益	404,125
税引前当期純利益	404,125
法人税、住民税及び事業税	△36,297
法人税等調整額	2,622
当期純利益	370,451

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	350,000	138,550	86,567	225,117	24,062	7,321,936	7,345,998	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△111,498	△111,498	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	370,451	370,451	
自己株式の処分	-	-	△103	△103	-	-	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△103	△103	-	258,952	258,952	
当 期 末 残 高	350,000	138,550	86,464	225,014	24,062	7,580,888	7,604,951	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△645,091	7,276,024	△256	△256	34,991	7,310,758
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	△111,498	-	-	-	△111,498
当 期 純 利 益	-	370,451	-	-	-	370,451
自己株式の処分	18,890	18,787	-	-	-	18,787
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	94	94	12,930	13,025
当 期 変 動 額 合 計	18,890	277,739	94	94	12,930	290,764
当 期 末 残 高	△626,201	7,553,764	△162	△162	47,922	7,601,523

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式等 …………… 移動平均法による原価法
- ② 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
- ③ その他有価証券
市場価格のない株…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
式等以外のもの
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株…………… 移動平均法による原価法
式等
なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ …………… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 定額法
（リース資産を除く）
なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。
建 物 8～18年
器具及び備品 2～10年
- ② 無形固定資産 …………… 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 …………… 定額法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
なお、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末における退職給付債務額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度による将来の費用発生に備えるため、当事業年度末における将来の発生見込額に基づき計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、関係会社からの経営指導料、業務委託料および受取配当金となります。経営指導料および業務委託料においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益および費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段 ……………… 為替予約

ヘ ッ ジ 対 象 ……………… 外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(9) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式に含まれる株式会社CDGに対する投資残高 3,644,228千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格または時価がある株式等は、その時価が取得価額に比べ50%以上低下した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合などは、超過収益力が毀損したと判断され、減損処理を行う可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 75,625千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債権 5,074,921千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債務 509,272千円

(4) 偶発債務

連結子会社の銀行借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

睿格斯（上海）文化創意有限公司

契約極度額 78,324千円

借入実行額 一千円

差引額 78,324千円

(5) コミットメントライン契約

連結注記表の「4. 連結財政状態計算書に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 1,219,525千円

関係会社受取配当金 350,637千円

販売費及び一般管理費 10,192千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	703,750株	一株	20,600株	683,150株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,852千円
株主優待引当金	4,404千円
未払役員退職慰労金	46,962千円
退職給付引当金	17,490千円
新株予約権	14,673千円
未払事業税	2,682千円
関係会社出資金評価損	9,186千円
その他	24,101千円
繰延税金資産小計	125,353千円
評価性引当額	△91,109千円
繰延税金資産合計	34,243千円
繰延税金資産純額	34,243千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
子会社	株式会社レッグス	東京都港区	350,000千円	マーケティングサービス事業	(所有)直接 100.0	資金の貸付 経営指導料 業務委託費 役員の兼任	経営指導料	434,759	売掛金	344,025	
							業務委託費	735,370			
							関係会社受取配当金	310,470	—		—
							利息の受取	15,260	—		—
							金銭の貸付	4,000,000	短期貸付金		4,000,000
子会社	株式会社リート	東京都港区	310,000千円	マーケティングサービス事業	(所有)直接 100.0	経営指導料 業務委託費	経営指導料	360	売掛金	13,193	
							業務委託費	44,715			
子会社	株式会社エルティール	東京都港区	10,000千円	テーマカフェの運営事業	(所有)直接 51.0	資金の貸付	利息の受取	1,020	未収利息	262	
							金銭の貸付	204,000	短期貸付金	204,000	
子会社	株式会社エルココ	東京都港区	10,000千円	プライズ事業	(所有)直接 51.0	資金の貸付 業務委託費 役員の兼任	業務委託費	3,600	売掛金	330	
							利息の受取	986	未収利息	665	
							金銭の貸付	500,000	短期貸付金	500,000	
関連会社	株式会社CDG	大阪府大阪市	450,000千円	マーケティングサービス事業	(所有)直接 44.2	資金の借入 資本業務提携	関係会社受取配当金	40,166	—	—	
							出向者人件費	13,809	未収入金	1,158	
							金銭の借入	500,000	短期借入金	500,000	

(取引条件ないし取引条件の決定方針等)

(注) 子会社との取引については、他の取引先と同様の一般的な条件を勘案して行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

743円70銭

(2) 1株当たり当期純利益

36円50銭

9. 追加情報

該当事項はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社C Lホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 勝彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C Lホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社C Lホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社CLホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 勝彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CLホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換を通じて、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

株式会社CLホールディングス
監査役会

常勤監査役 楠 田 肇 ㊞

監査役 曲 淵 博 史 ㊞

監査役 小 林 元 夫 ㊞

(注) 監査役曲淵博史、小林元夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上